

# 平成27年度入札制度の改正について

## 趣旨

経済・雇用情勢が一段と厳しくなっている状況の中、過当な競争による工事の品質や安全管理の低下を防ぎ受注機会の確保を図るため、公共工事に係る入札制度の改善を行う。

## 概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（品確法）に基づき、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図るため、下記の発注関係事務を改善する。

### 1. 予定価格の適正な設定

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、これを行わない。ただし、事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定することができるものとする。

### 2. ダンピング対策の強化

工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求める。

書類に不備がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

## 適用開始日

平成27年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。